

**よくある質問**  
**– 和歌山県における病児保育事業の実施について –**  
**2026.1.21 第1版**

No	質問	回答	備考
1	「病児対応型」及び「病後児対応型」の実施場所について、保育室、観察室、安静室の面積要件はあるか。	保育室について、面積要件はない。ただし、病児保育事業の前身である「乳幼児健康支援一時預かり事業」では、「保育室の面積は、原則として利用定員1人あたり1.98 m <sup>2</sup> 以上とし、1室8.0 m <sup>2</sup> 以上を下回らないこと。」が補助要件となっていたことから、同要件が望ましいと考える。 観察室又は安静室について、面積要件はない。ただし、同じく「乳幼児健康支援一時預かり事業」では、「観察室又は安静室は、乳幼児の静養又は隔離の機能を持つ部屋であって、原則として利用定員1人当たり1.65 m <sup>2</sup> 以上とする。」が補助要件となっていたことから、同要件が望ましいと考える。	国実施要綱6 – (1)①ア 国実施要綱6 – (2)①ア
2	「病児対応型」及び「病後児対応型」の職員の配置について、国実施要綱に定める例外の職員配置とする場合、手続きは必要か。	例外の職員配置とする場合は、事前に、和歌山県の確認を受ける必要がある。	国実施要綱6 – (1)② (注1) (注2) 国実施要綱6 – (2)② (注1) (注2)
3	空き状況見える化した予約システムを構築する場合、和歌山県において、推奨されているサービスはあるか。	和歌山県においては、病児保育ネット予約サービス「あずかるこちゃん」の活用を推奨する。	国実施要綱6 – (1)③ウ
4	「非施設型（訪問型）」の職員の配置について、病児・病後児保育（訪問型）研修や別紙1に掲げる研修（以下、「一定の研修」という）の修了が要件となっているが、和歌山県において、一定の研修を実施しているか。	和歌山県においては、一定の研修を実施していない。	国実施要綱6 – (4)②

5	<p>「非施設型（訪問型）」の職員の配置について、和歌山県において一定の研修を実施していない場合、職員の配置の要件を満たすことは困難であると考えるが、和歌山県においては、本要件をどのように取り扱うか。</p>	<p>和歌山県において、一定の研修を実施していないことを踏まえ、当分の間、家庭的保育者の配置は認めない（保育士又は看護師等の配置のみ認める）。</p> <p>また、保育士又は看護師等は、既に専門的知識を有していることを鑑み、当分の間、「別紙1に掲げる研修」のうち、「病児保育事業における見学実習（2日以上）」を受講することにより、「別紙1に掲げる研修」を満たすものとして取り扱う。</p> <p>なお、「病児保育事業における見学実習（2日以上）」の受講を希望する場合は、和歌山県こども未来課まで連絡すること。</p>	国実施要綱6－（4）②
6	<p>指導医又は協力医療機関との関係において、緊急時の対応について取り決めを行う文書については、どのような様式でもよいか。</p>	<p>「文書」は、病児保育事業者、指導医又は協力医療機関の両者の署名がある「文書」を有効なものとして取扱う。</p> <p>なお、「文書」のひな形の提供を希望する場合は、和歌山県こども未来課まで連絡すること。</p>	国実施要綱8－（1）④
7	<p>書類の整備について、書類は何年保存しておけばよいか。</p>	<p>書類は一事業年度終了後、5年間保管しなければならない（例えば、令和7年度事業に関する書類は、令和12年度まで保存する必要があり、令和13年度以降に廃棄することができる）。</p>	国実施要綱8－（2）
8	<p>病児保育事業を実施するにあたり、子どもの安全確保等について、守るべきことはあるか。</p>	<p>以下に留意して、事業を実施すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の安全確保については、教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン（平成28年3月内閣府、文部科学省、厚生労働省）を参考にすること。</li> <li>0歳児は5分、1歳以上児は10分間隔で子どもの呼吸・体位、睡眠状態等を点検し、点検結果を記録すること。</li> </ul>	国実施要綱8－（6）

	<ul style="list-style-type: none"><li>・事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施すること。</li><li>・賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えること。</li><li>・事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。</li><li>・非常災害に対する措置については、認可外保育施設に対する指導監督の実施について（令和6年3月こども家庭庁）の別添「認可外保育施設指導監督基準」第3及び第4を参考とすること。</li></ul>	
--	--	--